

七尾市建設工事最低制限価格運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、七尾市が発注する建設工事等の契約の締結にあたり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(第167条の13の規定により準用する場合を含む。)に規定する最低制限価格の運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接工事費 工事の施工にあたって、直接必要とされる経費をいう。
- (2) 共通仮設費 工事の施工にあたって、共通して必要な費用をいう。
- (3) 現場管理費 工事の施工にあたって、工事を管理するために必要な、共通仮設費以外の経費をいう。
- (4) 一般管理費等 役員報酬、本支店の事務用品費、本支店の通信交通費等企業の事業の継続に必要な経費をいう。

(対象)

第3条 最低制限価格を設定する契約の種類は、契約の内容に応じ、その都度定める。

(最低制限価格の算出方法)

第4条 工事の請負契約に係る最低制限価格は、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、設計書等に基づき算出した当該各号に掲げる額(スクラップ処分益が計上されている場合は、合算額からスクラップ処分益を控除した額)に消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 土木工事については、次に掲げる額の合算額

- ア 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 建築工事及び設備工事については、次に掲げる額の合算額

- ア 直接工事費に10分の9を乗じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額と直接工事費に10分の1を乗じて得た額の合算額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定に関わらず、契約の種類及び内容等により必要と認める場合は、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を予定価格に乘じて得た額を最低制限価格とする。

3 市長が特に必要と認める場合は、前項の規定によらず、最低制限価格を定めることができる。

(最低制限価格の周知)

第5条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し、最低制限価格が設定されていることを周知しなければならない。

附 則

この要領は、平成19年12月19日より施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月20日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成23年1月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成23年5月2日から施行し、同日以降に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成27年10月1日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年3月17日から施行し、同日以降に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成28年4月1日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成29年4月1日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成31年4月1日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、令和4年4月1日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。